



長野県報

7月16日(木)
平成27年
(2015年)
第2691号

目次

条 例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例(市町村課) ……………	3
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ……………	3
長野県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ……………	4
長野県県税条例等の一部を改正する条例(税務課) ……………	5
長野県公告式条例の一部を改正する条例(情報公開・法務課) ……………	10
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課) ……………	10
長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課) ……………	12
長野県流域下水道条例の一部を改正する条例(生活排水課) ……………	12
長野県工科短期大学条例の一部を改正する条例(人材育成課) ……………	13
長野県建築基準条例の一部を改正する条例(建築住宅課) ……………	14
県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例(建築住宅課公営住宅室) ……………	14

規 則

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) ……………	14
---	----

告 示

平成27年3月31日専決処分した平成26年度補正予算の要領(財政課) ……………	15
平成27年7月10日成立した平成27年度補正予算の要領(財政課) ……………	15
長野県同和地域農地等取得資金融資利子補給金等交付要綱の廃止(農村振興課) ……………	16
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) ……………	16
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) ……………	16

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課) ……………	16
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) ……………	17
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課) ……………	17
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(4件)(都市・まちづくり課) ……………	18
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) ……………	19
建築基準法に基づく道路の指定(建築住宅課) ……………	19
建築基準法に基づく道路の位置の指定(6件)(建築住宅課) ……………	19
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課) ……………	21
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査の実施(生活安全企画課) ……………	22
平成27年度長野県職員採用試験(短大卒業程度)、長野県職員採用試験(高校卒業程度)及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験の実施(人事委員会事務局) ……………	23
平成27年度長野県警察職員採用試験(高校卒業程度)の実施(人事委員会事務局) ……………	28
特定調達契約に係る一般競争入札(ものづくり振興課) ……………	31
特定調達契約に係る一般競争入札(東北信運転免許課) ……………	33

本号で公布された条例のあらまし

◇ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例（条例第30号）

- 1 住民基本台帳法の一部改正により、指定情報処理機関制度が廃止され、地方公共団体情報システム機構が本人確認情報処理事務を実施することとなることに伴い、次の条例について所要の改正を行うとともに、住民基本台帳法に基づく情報提供手数料の額に関する条例を廃止することとしました。
 - (1) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例
 - (2) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例
- 2 この条例は、平成27年10月5日から施行します。

◇ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 職員が特別養子縁組を成立させるための監護に専念することができる特別養子縁組休暇制度を新設することとしました。
- 2 この条例は、平成27年8月1日から施行します。

◇ 長野県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い、規定を引用している次の条例について所要の改正を行いました。
 - (1) 長野県職員退職手当条例
 - (2) 職員の再任用に関する条例
- 2 この条例は、平成27年10月1日から施行します。

◇ 長野県県税条例等の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしたほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 法人事業税の外形標準課税の拡大等
所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割及び資本割）を拡大することとしました。
 - (2) 地方消費税率の引上げ時期の変更
税率の引上げ時期を1年半延長し、平成29年4月1日としました。
 - (3) 個人県民税のふるさと納税に係る改正
特例控除額の上限を所得割の2割（現行1割）に引き上げました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成27年10月1日、平成28年1月1日、同年4月1日、平成29年1月1日）から施行します。

◇ 長野県公告式条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 知事等の規則の公布について、業務の簡素化の観点から、知事等の署名による方式を見直し、記名による方式としました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 食品等事業者が遵守すべき公衆衛生上講ずべき措置の基準について、より食品の安全性の確保等を図る観点から、危害分析・重要管理点方式（HACCP）を用いる場合の基準を加えたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 食品表示法において食品及び添加物の表示の基準が規定されたことに伴い、表示違反等の場合の自主回収報告制度に係る規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県流域下水道条例の一部を改正する条例 (条例第37号)

- 1 下水道法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇ 長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例 (条例第38号)

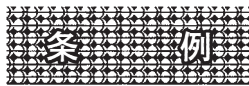
- 1 産業の振興に寄与することを目的として、高度な技能及びこれに関する知識を有する人材を養成するとともに、専門的な技術を研究するため、長野県南信工科短期大学校(上伊那郡南箕輪村)を設置するとともに、長野県伊那技術専門校を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成28年4月1日(一部の規定は、平成27年12月1日)から施行します。

◇ 長野県建築基準条例の一部を改正する条例 (条例第39号)

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第40号)

- 1 福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第30号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する等の条例

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例(平成14年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

第3条第2項中「法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関(次項において「指定情報処理機関」という。)」を「地方公共団体情報システム機構」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「講じ、又は前項に規定する指示等をした」を「講じた」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第11条第1項中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改め、同条第2項及び第4項中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に改め、同条第5項中「第30条の37」を「第30条の32」に、「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

(住民基本台帳法に基づく情報提供手数料の額に関する条例の廃止)

第2条 住民基本台帳法に基づく情報提供手数料の額に関する条例(平成14年長野県条例第34号)は、廃止する。

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部改正)

第3条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報を利用することができる事務を定める条例(平成20年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

本則中「第30条の8第1項第2号」を「第30条の15第1項第2号」に改める。

附則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

市町村課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第31号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「日(次項)」を「日(同項及び第12条の2第4項)」に改める。

第8条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び特別養子縁組休暇」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(特別養子縁組休暇)

第12条の2 特別養子縁組休暇は、職員（人事委員会が定める職員を除く。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組が成立する場合に養子となる者（3歳に満たない者に限る。次項において「養子となる者」という。）の監護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 特別養子縁組休暇は、養子となる者1人につき1回に限るものとする。

3 特別養子縁組休暇の期間は、連続する1年の期間内において必要と認められる期間とする。

4 特別養子縁組休暇の期間の計算については、その期間中に、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

第13条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「介護休暇及び特別養子縁組休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条の3」を「第43条の4」に改める。

第9章中第43条の3の次に次の1条を加える。

（特別養子縁組休暇の承認を受けた職員の給与の支給制限等）

第43条の4 勤務時間条例第13条の規定による特別養子縁組休暇の承認を受けた職員に対しては、特別養子縁組休暇の期間中、次項の規定による場合を除き、いかなる給与も支給しない。

2 前条の規定は、前項に規定する職員について準用する。

（長野県職員退職手当条例の一部改正）

3 長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「した期間」の次に「又は特別養子縁組休暇の期間」を、「子」の次に「又は特別養子縁組休暇に係る養子となる者」を加える。

（長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

4 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第31条に次の1項を加える。

3 勤務時間条例第13条の規定による特別養子縁組休暇の承認を受けた学校職員に対しては、特別養子縁組休暇の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、いかなる給与も支給しない。

（長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

5 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第28条の2に次の1項を加える。

2 勤務時間条例第13条の規定による特別養子縁組休暇の承認を受けた警察職員に対しては、特別養子縁組休暇の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、いかなる給与も支給しない。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

6 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

4 職員（管理者が指定する職員を除く。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組が成立

する場合に養子となる者（3歳に満たない者に限る。）の監護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の承認を受けた職員には、当該休暇の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、いかなる給与も支給しないものとする。

（職員の自己啓発等休業に関する条例及び職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

7 次に掲げる条例の規定中「期間の」を「期間又は特別養子縁組休暇の期間の」に、「子」を「子又は特別養子縁組休暇に係る養子となる者」に改める。

(1) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年長野県条例第45号）第9条第2項

(2) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年長野県条例第3号）第9条第2項

人 事 課

長野県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第32号

長野県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

（長野県職員退職手当条例の一部改正）

第1条 長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

第19条第5項中「等」を削り、「第2条第1項」を「第2条」に改める。

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第2条 職員の再任用に関する条例（平成12年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

人 事 課

長野県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第33号

長野県税条例等の一部を改正する条例

(長野県税条例の一部改正)

第1条 長野県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第23条第1項第18号」に改める。

第19条第2項中「定が」を「定めが」に、「外」を「ほか」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第21条の5第2項中「100分の10」を「100分の20」に改め、同項第2号中「課税山林所得金額(以下この項)を「課税山林所得金額(次号)」に、「同条第2項」を「同項」に、「課税退職所得金額(以下この項)を「課税退職所得金額(同号)」に改める。

第28条第3項中「場合を」の次に「除く。」又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を)を加える。

第29条第2項中「もの又は」を「もの若しくは同法第12条第3項の控除の限度額で施行令第9条の7第5項に規定するもの又は」に、「第9条の7第5項」を「第9条の7第6項」に改める。

第33条の13第1項中「あつては」を「おいて」に、「者)」を「者があるときは、その者)」に改める。

第36条第1項第1号のイ中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同

号のウの表中

100分の3.1
100分の4.6
100分の6

を

100分の2.5
100分の3.7
100分の4.8

に改め、同条第3項第1号のイ中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改

め、同号のイ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号のウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第39条の9第1項中「消費税法第2条第1項第9号」を「課税資産の譲渡等(法第72条の78第1項)に、「(同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く)を「をいう。次条において同じ。)」及び特定課税仕入れ(同項に規定する特定課税仕入れをいう。同条において同じ)に、「すべて」を「全て」に改める。

第39条の9の2第1項中「及び当該」を「並びに当該」に、「譲渡等」を「譲渡等及び特定課税仕入れ」に、「の資産及び」を「の資産、」に、「以下この条において同じ。)ごとに」を「次項において同じ。)ごとに」に、「第39条の9」を「前条」に改める。

第40条の9第1項中「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に、「第39条の2の3第2項」を「第39条の2の4第2項」に改める。

第40条の11中「前条」を「前条第1項」に、「又は第2項第1号」を「若しくは第2項第1号」に改める。

第40条の12の2第3項の表の第40条の11の項及び第40条の12の3第2項の表の第40条の11の項中「又は」を「若しくは」に改める。

第54条第3項中「、次条及び附則第17条の5」を「及び次条」に改め、「及び附則第17条の3」を削る。

第142条の2後段を次のように改める。

この場合において、当該納税者が第141条第1項第2号又は第4号に掲げるものであるときは、これを証する書面を添付しなければならない。

附則第4条第1項中「この条において同じ。)」を「この項において同じ。)」に、「同項」を「同条第1項」に、「この条において同じ。又は」を「この項において同じ。)、金銭の分配(同条第1項に規定する金銭の分配をいう。以下この項において同じ。又は)に、「証券投資信託をいう。以下この条」を「証券投資信託をいう。以下この項」に、「する。以下この条」を「する。以下この項」に、「)をいう。以下この条」を「)をいう。以下この項」に、「法第35条及び第37条」を「第21条及び第21条の4」に改め、同項第1号中「又は」を「、金銭の分配又は」に、「この条」を「この項」に改め、同項第2号中「この条」を「この項」に改める。

附則第4条の4第1項第2号のウ中「(同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第10条の2の2から第10条の5の5」を「から第10条の5の4」に改める。

附則第4条の4の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第4条の4の3第3項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第4条の7の次に次の見出し及び2条を加える。

(寄附金税額控除に係る申告特例通知書の送付があつた場合の特例)

第4条の8 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第21条の5第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第21条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の申告特例控除額は、第21条の5第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第21条第2項に規定する課税総所得金額から第21条の4第1号のイに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

第4条の9 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

附則第9条第3項第3号中「附則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び」を「附則第4条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに」に、「附則第4条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び」を「附則第4条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに」に改める。

附則第11条の2の3第2項及び第11条の2の4第2項中「第37条の14の3第1項」を「第37条の14の4第1項」に改める。

附則第13条の2の2第2項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「中「100分の3.1」を「中「100分の2.5」に、「100分の1.6」と、「100分の4.6」を「100分の0.9」と、「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

附則第13条の2の3第1項中「は当該委託者等」を「及び特定課税仕入れ（同条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）は当該委託者等に、「とみなして」を「及び特定課税仕入れとみなして」に改める。

附則第16条第2項の表の第40条の11の項中「又は」を「若しくは」に改め、同条第3項中「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に、「第39条の2の3第2項」を「第39条の2の4第2項」に改め、同条第6項の表の第40条の11の項中「又は」を「若しくは」に改める。

附則第17条を次のように改める。

第17条 削除

附則第19条から第21条までを次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

第19条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第141条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第141条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

第20条 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この項及び次項において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第141条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合

を含む。以下この項において同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。)として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定の適用がある場合における第142条の2の規定の適用については、同条中「又は第4号に掲げる」とあるのは、「若しくは第4号に掲げるもの又は附則第20条第1項に規定する特定捕獲等期間に同項に規定する許可捕獲等を行った」とする。

第21条 削除

附則第21条の2を削る。

(長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県県税条例の一部を改正する条例(平成25年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第4号を削り、同項第5号中「前号及び次号」を「次号及び第6号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項に次の1号を加える。

(6) 第2条中長野県県税条例第39条の10の改正規定及び附則第7項の規定 平成29年4月1日

附則第5項中「附則第1項第6号」を「附則第1項第5号」に改める。

附則第7項中「附則第1項第4号」を「附則第1項第6号」に、「及び一部施行日」を「及び特定課税仕入れ(消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。)並びに一部施行日」に、「及び施行日」を「及び特定課税仕入れ並びに施行日」に改める。

第3条 長野県県税条例の一部を改正する条例(平成26年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第28条第3項の改正規定を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中長野県県税条例第39条の9第1項及び第39条の9の2第1項の改正規定並びに同条例附則第13条の2の3第1項の改正規定並びに第2条中長野県県税条例の一部を改正する条例(平成25年長野県条例第32号)附則第7項の改正規定(「附則第1項第4号」を「附則第1項第6号」に改める部分を除く。)並びに附則第10項の規定 平成27年10月1日

(2) 第1条中長野県県税条例第19条第2項及び第33条の13第1項の改正規定並びに同条例附則第4条第1項の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定 平成28年1月1日

(3) 第1条中長野県県税条例第18条第2項、第28条第3項、第29条第2項並びに第36条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに同条例附則第13条の2の2第2項及び第17条の改正規定並びに附則第8項、第9項及び第11項から第24項までの規定 平成28年4月1日

(4) 第1条中長野県県税条例附則第4条の4第1項第2号のウ、第11条の2の3第2項及び第11条の2の4第2項の改正規定並びに附則第6項の規定 平成29年1月1日

(県民税に関する規定の適用)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第19条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第21条の5第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 5 新条例第33条の13第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第6条第2項第4号のイに規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の長野県県税条例(以下「旧条例」という。)第6条第2項第4号のイに規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

- 6 新条例附則第4条の4第1項第2号のウ、第11条の2の3第2項及び第11条の2の4第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 7 新条例附則第4条の8及び第4条の9の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

- 8 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

- 9 新条例第36条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人

の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する規定の適用)

10 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に事業者(新条例第39条の8第1号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「改正法」という。)第4条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する規定の適用)

11 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第17条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ3級品」という。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

12 次の各号に掲げる期間内に、新条例第41条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、新条例第41条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

13 平成28年4月1日前に旧条例第41条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(旧条例第41条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第41条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

14 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を平成28年5月2日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 所持する紙巻たばこ3級品の本数及び当該紙巻たばこ3級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数

(2) 前号の課税標準となる紙巻たばこ3級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

15 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第12条第5項の規定により、市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理した場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

16 附則第14項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

17 附則第13項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第41条、第41条の2、第41条の6、第41条の7の2、第41条の10及び第41条の11の規定を適用する。この場合において、新条例第41条の7の2第1項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「長野県県税条例等の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第33号)附則第14項」と、「これらの規定に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」とする。

18 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、附則第13項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第41条の8の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第41条の7の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

19 平成29年4月1日前に新条例第41条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(新条例第41条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第21項及び第23項において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

20 附則第14項から第18項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第14項	前項に	附則第19項に
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第14項第2号	前項	附則第19項
附則第15項	附則第12条第5項	附則第12条第10項において準用する同条第5項
附則第16項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第17項	附則第13項	附則第19項
	同項	同項及び附則第14項
	附則第14項	附則第20項において準用する同条例附則第14項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第18項	附則第13項	附則第19項

21 平成30年4月1日前に新条例第41条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

22 附則第14項から第18項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第14項	前項に	附則第21項に
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第14項第2号	前項	附則第21項
附則第15項	附則第12条第5項	附則第12条第12項において準用する同条第5項
附則第16項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第17項	附則第13項	附則第21項
	同項	同項及び附則第14項
	附則第14項	附則第22項において準用する同条例附則第14項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第18項	附則第13項	附則第21項

23 平成31年4月1日前に新条例第41条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

24 附則第14項から第18項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第14項	前項に	附則第23項に
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第14項第2号	前項	附則第23項
附則第15項	附則第12条第5項	附則第12条第14項において準用する同条第5項

附則第16項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
附則第17項	附則第13項	附則第23項
	同項	同項及び附則第14項
	附則第14項	附則第24項において準用する同条例附則第14項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第18項	附則第13項	附則第23項

(狩猟税に関する規定の適用)

- 25 新条例附則第19条第1項の規定は、平成27年4月1日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。
- 26 新条例附則第19条第2項の規定は、平成27年5月29日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 27 新条例附則第20条の規定は、平成27年4月1日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

税 務 課

長野県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第34号

長野県公告式条例の一部を改正する条例

長野県公告式条例(昭和25年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(規則の公布)

第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び知事名を記載しなければならない。

2 前条第2項の規定は、規則に準用する。

第5条第1項中「第2条」を「第3条」に、「知事」を「及び知事名」に、「知事及び」を「並びに知事及び」に、「者」を「者の名」に改め、同条第2項中「知事名」を「及び知事名」に、「知事及び」を「並びに知事及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

情報公開・法務課

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第35号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成11年長野県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「危害分析・重要管理点方式(食品の安

全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下この条及び別表第1において同じ。)を用いて衛生管理を行う場合にあつては別表第1のとおりとし、危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理を行う場合にあつては別表第2」に改める。

第4条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1の第1の1の(2)中「その方法」の次に「、頻度及び確認方法」を加え、同第1の2に次のように加える。

(9) 施設においておう吐があつた場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

別表第1の第1の4の(4)中「ふた」を「蓋」に改め、同第1の6及び7を削り、同第1の8の(5)中「飲用適の水」を「食品製造用水」に改め、同8を同第1の6とし、同第1の9を同第1の7とし、同7の次に次のように加える。

8 衛生管理を実施する班の編成

食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成する班を編成すること。

9 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

(1) 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質、殺菌・静菌処理、包装、保存性、保管条件、流通の方法その他の安全性に関する必要な事項及び想定する使用方法、消費者等を記載した製品説明書を作成すること。

(2) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

(3) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置と照合すること。

別表第1の第1の10を次のように改める。

10 食品等の取扱い

(1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト ((2)及び(3)において「危害要因リス

ト」という。)を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び9の(1)の製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

- (2) (1)の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置(以下この表において「管理措置」という。)を定め、危害要因リストに記載すること。
- (3) 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認(以下この表において「モニタリング」という。)を必要とするもの(以下この表において「重要管理点」という。)を定めること。ただし、重要管理点を定めないことにつき相当の理由がある場合であって、その理由を記載した文書を作成するときは、この限りでない。
- (4) 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための基準(以下この表において「管理基準」という。)を設定すること。
- (5) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。
- (6) モニタリングの実施により重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときは、改善措置(管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。11の(1)において同じ。)を適切に実施すること。
- (7) 製品の危害分析・重要管理点方式による食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度でその方式の検証を行うこと。

別表第1の第1の14の(2)を次のように改める。

- (2) 製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る消費者等からの次に掲げる情報について、保健所長等に速やかに報告すること。
- ア 健康被害(医師により、その症状が当該食品等に起因し、又は起因する疑いがあると診断された健康被害に限る。)に関する情報及び法の定める食品等に関する基準等に適合しない食品等に関する情報
- イ 異味又は異臭の発生、異物の混入その他の異常であって、健康被害につながるおそれのあるものに関する情報

別表第1の第1の14を同第1の15とし、同第1の13の(2)中「製品検査」を削り、同13を同第1の14とし、同第1の12を同第1の13とし、同第1の11を同第1の12とし、同第1の10の次に次のように加える。

- 11 食品衛生上の危害の発生の防止のための記録の作成及び保存
- (1) 10の(1)の食品衛生上の危害の原因となる物質の特定、10の(2)の管理措置の設定、10の(3)の重要管理点の決定、10の(4)の管理基準の設定、10の(5)のモニタリングの実施、10の(6)の改善措置の実施及び10の(7)の検証について記録し、その記録を保存すること。
- (2) 10の(5)のモニタリングの実施についての記録には、当該モニタリングを実施した担当者及び責任者が署名を行うこと。

(3) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造又は加工等の情報、出荷又は販売先その他必要な事項について記録し、その記録を保存すること。

(4) (1)及び(3)の記録の保存期間について、取り扱う食品等の賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

(5) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長等から要請があった場合には、(1)及び(3)の記録を提出すること。

別表第1の第2の4中「指輪その他の装飾品、腕時計、ヘアピン等を作業場内に持ち込まない」を「これらを使用したまま汚染区域(便所を含む。)に立ち入らない」に改め、同第2の8中「5及び7」を「から6まで及び8」に改め、同8を同第2の9とし、同第2の7を同第2の8とし、同第2の6中「消毒」を「消毒(使い捨て手袋を使用する場合には、その交換。9において同じ。)」に改め、同6を同第2の7とし、同第2の5中「つめ」を「爪」に改め、同5を同第2の6とし、同第2の4の次に次のように加える。

5 食品取扱者は、指輪その他の装飾品、腕時計、ヘアピン等を作業場内に持ち込まないこと。

別表第1の第3の1中「ための」を「よう、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理等食品衛生上必要な事項に関する」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の別表を加える。

(別表第2)(第3条関係)

第1 衛生管理

1 一般事項

別表第1の第1の1に定める基準によること。

2 施設の衛生管理

別表第1の第1の2に定める基準によること。

3 食品取扱設備等の衛生管理

別表第1の第1の3に定める基準によること。

4 ねずみ及び昆虫対策

別表第1の第1の4に定める基準によること。

5 廃棄物及び排水の取扱い

別表第1の第1の5に定める基準によること。

6 食品等の取扱い

(1) 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から、品質、鮮度、表示等について点検し、その状況を記録すること。

(2) 原材料として使用する生鮮食品は、冷蔵設備に保存する等当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存し、冷蔵設備から出した場合は、速やかに製造、加工又は調理をすること。

(3) 冷蔵庫内又は冷蔵室内において、相互汚染のおそれがある場合は食品ごとに区画して保存し、特に製品が原材料により汚染されるおそれがある場合は製品保管用又は原材料保管用の冷蔵庫又は冷蔵室をそれぞれ個別に設けて保存すること。

(4) 添加物は、正確にひょう量して適正に使用するとともに、法第11条第1項の規定による使用の方法についての基準が定められているものを使用する場合は、その使用状況を記録し、当該添加物を使用した食品等の賞味期限等に応じ合理的な期間その記録を保存すること。

- (5) 食品は、その特性、賞味期限等に応じ、調理、製造、販売等の各過程において、時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
- (6) 食品の冷却、加熱及び乾燥、添加物の使用、真空調理、ガス置換包装、放射線照射等の食品衛生に重大な影響がある工程の衛生管理に十分注意すること。
- (7) 調理済み食品と原材料は、区分して取り扱うとともに、食肉等の未加熱食品を取り扱った設備及び機械器具類は、別の食品を取り扱う前に、洗浄及び消毒をすること。
- (8) 器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護し、適切な表示を行うことができるものを使用するとともに、再使用が可能な器具及び容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを使用すること。
- (9) 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。
- ア 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じ検査すること。
- イ 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、これらの衛生状態等を記録すること。
- ウ 製品ごとにその特性、製造又は加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、当該製品の賞味期限等に応じ合理的な期間その説明書を保存すること。
- エ 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう必要な措置を講ずること。
- (10) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は廃棄すること。
- 7 定期検査
製造、加工又は調理をした製品は、知事が別に定めるところにより定期的に検査を行い、その結果の記録を1年間保存すること。
- 8 使用水の管理等
別表第1の第1の6に定める基準によること。
- 9 食品衛生責任者の選任等
別表第1の第1の7に定める基準によること。
- 10 食品衛生上の危害の発生の防止のための記録の作成及び保存
- (1) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造又は加工等の情報、出荷又は販売先その他必要な事項について記録し、当該食品等の賞味期限等に応じ合理的な期間その記録を保存すること。
- (2) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長等から要請があった場合には、(1)の記録を提出すること。
- 11 回収及び廃棄
別表第1の第1の12に定める基準によること。
- 12 検食の保存等
別表第1の第1の13に定める基準によること。
- 13 管理運営要領の作成等
別表第1の第1の14に定める基準によること。
- 14 情報の提供
別表第1の第1の15に定める基準によること。

第2 食品取扱者等の衛生管理

別表第1の第2に定める基準によること。

第3 食品取扱者の衛生教育

別表第1の第3に定める基準によること。

第4 運搬

別表第1の第4に定める基準によること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第36号

長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例

長野県食品安全・安心条例（平成24年長野県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「(同法第19条第2項の規定にあっては、規則で定める場合に限る。)」を削り、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 食品表示法（平成25年法律第70号）第5条の規定（規則で定める場合に限る。）に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合

附則

この条例は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第37号

長野県流域下水道条例の一部を改正する条例

長野県流域下水道条例（昭和54年長野県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

附則

この条例は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）の施行の日から施行する。

生活排水課

長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第38号

長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例

長野県工科短期大学校条例（平成6年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工科短期大学校条例

第2条中「長野県工科短期大学校」を「工科短期大学校」に改め、「上田市に」を削る。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「に在学」を「の専門課程及び短期課程（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第29条の4第1項に定める求職者に対して行う訓練以外のもの（別表において「在職者訓練」という。）に限る。）に在学」に改め、「短期大学校」の次に「の専門課程」を加え、同条を第6条とする。

第4条に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、短期大学校の短期課程に入学できる者について準用する。この場合において、同項中「高等学校」とあるのは「中学校を卒業した者」と、「を卒業」とあるのは「の前期課程を修了」と読み替えるものとする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「及び専門短期課程」を「専門短期課程及び短期課程」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

区 分	学 科	修 業 年 限
長野県工科短期大学校	生産技術科	2年
	制御技術科	
	電子技術科	
	情報技術科	
長野県南信工科短期大学校	機械・生産技術科	2年
	電気・制御技術科	

第3条第3項中「期間」を「期間並びに短期課程の学科及び期間」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

第3条 短期大学校の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
長野県工科短期大学校	上田市
長野県南信工科短期大学校	上伊那郡南箕輪村

別表中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同表の1を次のように改める。

1 授業料、入学料及び入学審査料

区 分	授 業 料	入 学 料	入 学 審 査 料
専 門 課 程	学 生 年 額	390,000 ^円	169,200 ^円
	科 目 等 履 修 生	1 単 位 5,000	28,200
	研 究 生	1 月 32,500	28,200
在 職 者 訓 練	知事が別に定める額	—	—

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定（「短期大学校」の次に「の専門課程」を加える部分に限る。）は、平成27年12月1日から施行する。

(技術専門学校条例の一部改正)

2 技術専門学校条例(昭和39年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中 「長野県飯田技術専門学校 飯田市
長野県伊那技術専門学校 上伊那郡南箕輪村」 を 「長野県飯田技術専門学校 飯田市」 に改める。

人材育成課

長野県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第39号

長野県建築基準条例の一部を改正する条例

長野県建築基準条例(昭和46年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第103条」を「第107条」に改める。

第12条中「法第27条第1項ただし書の政令で定める技術的基準」を「政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準」に、「特定準耐火構造」を「1時間準耐火構造」に改める。

第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項第2号、第24条、第30条第4項及び第32条第4項中「特定準耐火構造」を「1時間準耐火構造」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

建築住宅課

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第40号

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例

県営住宅等に関する条例(昭和35年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第21条の」を「第40条の」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

建築住宅課公営住宅室



長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年7月16日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第44号

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収

の報告に関する規則の一部を改正する規則

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則(平成25年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第20条第1項第1号」を「第20条第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条第1項、第19条又は第32条第1項の規定による消費期限又は賞味期限について、これらの規定により表示すべき期限よりも後の年月日を表示した場合
- (2) 食品表示基準第3条第2項、第19条又は第32条第2項に定めるアレルギーの表示の基準に従った表示がされていない場合
- (3) 食品表示基準第3条第1項、第18条第2項、第19条、第21条又は第32条第1項に定める保存の方法の表示の基準に従った表示がされていない場合

第3条第2項中「第20条第1項第2号」を「第20条第1項第3号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課